

国立大学法人富山大学薬毒物検査等受託規則

平成18年 1 月19日制定

平成24年 4 月25日改正

平成26年 4 月 1 日改正

平成27年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 富山大学医学部において受託する司法又は行政解剖に伴う薬毒物検査等（以下「薬毒物検査等」という。）については、この規則の定めるところによる。

(受託の原則)

第 2 条 薬毒物検査等は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを受託することができる。

(薬毒物検査等の依頼)

第 3 条 薬毒物検査等を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別紙様式第 1 号による薬毒物検査等依頼書を医学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

2 学部長は、薬毒物検査等の受託を決定したときは、依頼者に別紙様式第 2 号による薬毒物検査等承諾書を交付するものとする。

(検査料)

第 4 条 依頼者は、前条第 2 項に規定する薬毒物検査等承諾書の交付を受けたときは、2 試料を上限として解剖 1 体 1 試料につき5,000 円の検査料を前納しなければならない。ただし、特別の事由があると認められる場合には、後納することができる。

2 学部長は、第 1 項の規定にかかわらず、特に教育研究上必要と認めたときは、検査料を徴収しないことができる。

(結果の報告)

第 5 条 薬毒物検査等終了後、検査担当者は薬毒物検査等結果を依頼者に報告するものとする。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、薬毒物検査等の取扱いに関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成18年 1 月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 4 月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

第
平成 年 月 日

※受理番号第 号

富山大学医学部長 殿

所在地

機関名
電話番号

機関長名 印

薬 毒 物 検 査 等 依 頼 書

下記の死亡者の薬毒物検査等を依頼します。

記

解剖年月日 : 平成 年 月 日

死亡者氏名 : _____

性 別 : _____

生 年 月 日 : _____ 歳

様式第 2 号

第 号
平成 年 月 日

※受理番号第 号

殿

富山大学医学部長 印

薬 毒 物 検 査 等 承 諾 書

平成 年 月 日付で依頼のありました薬毒物検査等下記により承諾します。

記

- 1 検査料金 円
- 2 検査料の支払方法 現金又は本学の発行する振込依頼書による
- 3 実施年月日 平成 年 月 日